

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 29 年 9 月 5 日付けで行った、法 5 条 1 項及び法施行規則 24 条 1 項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

娘は〇〇特有の症状が顕著であり、本件処分には納得できない。今回、症例の多い〇〇にある〇〇病院を受診し、新規で再申請した際の診断書コピーを添えて提出する。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項によ

り、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年1月22日	諮問
平成30年2月23日	審議（第18回第4部会）
平成30年3月20日	審議（第19回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等に、その父又は母等に対して支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」について、法2条1項は、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」ものとし、同条5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」ものとしている。

そして、法5条1項は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならないとしている。

- (2) 政令1条3項の規定に基づき、政令別表は、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態を定めており、さらに、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、認定要領が定められている。

なお、法39条の2により、法の規定に基づき都道府県で処理

するとされている事務は法定受託事務であるとされているところ、認定要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として定められている。

- (3) 法施行規則 1 条は、法 5 条の規定による手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法 2 条 1 項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等（法施行規則 1 条 2 号）を添えて、これを都道府県知事に提出することとしている。

これを受け、認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとしている。

そして、認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、精神疾患等で障害の原因となった傷病が治らないものについては、原則として認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うこととしているが、必要な場合には、適宜必要な期間を定めて再認定を行うとしている。

受給資格者に対し有期認定を行った場合で、当該受給資格者が認定期間後も引き続き手当を受給しようとする場合の手続は、当該受給資格者からの認定の請求に基づき行われるものではないが、認定要領 2・(5)・エは、再認定を行う場合は「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」（昭和 42 年 12 月 19 日付児発第 765 号厚生省児童家庭局長通知）により行うものとしているところ、同通知 3・(2)によれば、上記有期認定に係る場合についても、受給資格者は医師の診断書を提出することが求められると解されるから、この場合の再認定

の判断についても、上記診断書の記載内容全般を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとする事はできない。

なお、障害の認定に係る審査について、都道府県においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（本件においては、審査医）を置くこととしている（認定要領 3・(1)）。

- (4) 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定要領別添 1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）により行うとしている。

また、認定要領 4・(3)は、障害児が療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けているときの取扱いについては、障害の程度が「A」と記載されているものは政令別表（別紙 2 参照）の 1 級に該当するものとして認定してさしつかえないこととしている。そして、「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日付児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）第三の障害の程度の判定によれば、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとしている。東京都では、療育手帳制度発足に先立ち昭和 42 年度から同制度に相当する制度というべき「愛の手帳」の制度を設けているが、「愛の手帳」における障害の程度が最重度の「1 度」及び重度の「2 度」が、療育手帳における障害の程度「A」の区分に相当するものとして、手当における障害の等級を 1 級と認定するとしている（東京都心身障害者福祉センター発行の「特別児童扶養手当支給事務の手引」平成 28 年度版参照）。

- (5) 本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式第

4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級に認定するものとしている（認定基準第7節・1）。

また、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ（認定基準第7節・2）、区分ごとに認定の基準が定められている。

2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、本件児童の障害の原因となった傷病名は「知的障害」（別紙1・1）と記載されていること、「発達障害関連症状」欄の「現在の病状又は状態像」（別紙1・8・(1)）及び「精神症状」欄（別紙1・10）には記載がないことから、本件児童の障害については、認定基準における精神の障害の各区分のうち、「知的障害」（認定基準第7節・2・D）の基準に基づき判定することになる。

(1) 認定基準によれば、知的障害の程度については、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあって援助が必要なも

の」を2級と例示しており、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断して認定する。」とされ、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める」としている（第7節・2・D・(2)ないし(4)）。

(2) これを本件児童についてみると、本件診断書の記載によれば、「発達障害関連症状」欄（別紙1・8）の「現在の病状又は状態」には記載がなく、その状態については「会話、とても照れるが、なんとか会話はできる。構音障害あり。歯列矯正のため。サ行がタ行に置換してしまう」と記載されている。「意識障害・てんかん」欄（別紙1・9）及び「精神症状」欄（別紙1・10）には記載がなく、「問題行動及び習癖」欄（別紙1・11）には「食事（その他）」に該当するとされているものの、その状態については「食事制限をしているためか、盗み食いが続いている」と記載されているだけで、特段の問題は認められない。

また、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・13）については、「食事」、「洗面」及び「衣服」については、いずれも「自立」と記載され、「排泄」及び「入浴」については、「半介助」と、「危険物」については「大体わかる」と、「睡眠」については「時々不眠」と記載されていること、日常生活への適応に当たって、「要注意度」は「随時一応の注意を必要とする」（別紙1・14）程度にとどまっていることが認められる。

そうすると、本件児童が知的障害を有するとしても、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあって援助が必要なもの」とまでは判断し難く、障害

の程度として2級にまで至っているとは認め難い。

- (3) また、上記1・(4)のとおり、法定受託事務の処理基準である認定要領4・(3)に照らすと、本件児童が所持している「愛の手帳」は3度であり、本件児童の障害の程度が療育手帳における「A」の区分に相当せず、「B」の区分に相当することになることから、処分庁は、本件児童の手当における障害の等級を1級として有期認定更新をすることはできないものである。そして、認定要領4・(3)は、療育手帳における障害の程度が「B」の区分に相当する場合については何ら触れることがなく、本件児童の障害の程度が、仮に療育手帳の「B」の区分に相当したとしても、そのことにより処分庁が、本件児童の手当における障害の等級を2級に該当するものとして有期認定更新をしなければならないというものではない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討した内容を踏まえて総合的に判断すると、本件児童の障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」(1級)及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)のいずれにも至っているとは認められない。

そうすると、審査医が本件診断書の記載内容から、本件児童について、「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている」、「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」及び「基本的な日常生活能力が自立～半介助程度である」と判断した上で、政令別表に定める障害の状態には該当しないとした審査結果は、不合理なものとは認められず、これに基づいて処分庁が、本件児童の障害の程度は、法2条1項及び政令別表に規定する障害の状態に該当しないとして、有期認定更新をすることなく、請求人の手当の受給資格を喪失させた本件処分を違法又は不当ということは

できない。

- 3 なお、請求人は、〇〇にある〇〇病院を受診し、新規で再申請した際の診断書コピーを添えて提出している（第3）。

しかし、請求人が本件審査請求書に添付した新たな診断書（〇〇病院〇〇科の〇〇医師が作成したもの）は、本件処分後の平成29年9月30日に作成されたものであるから、本件診断書の診断日における本件児童の状態に基づいて判断された本件処分の適否を判断するに当たっての資料として採用することはできない。

したがって、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2（略）